

奈良県総合医療センター手術支援システム及び手術材料キット導入提案業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本要領は、奈良県総合医療センター（以下、「当センター」という。）における手術支援システム及び手術材料キット導入提案業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、その募集手続き等、必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要等

(1) 業務名

奈良県総合医療センター手術支援システム及び手術材料キット導入提案業務

(2) 発注者

地方独立行政法人奈良県立病院機構

奈良県総合医療センター 院長 菊池 英亮

(3) 業務の内容

奈良県総合医療センター（以下、「当センター」という）における以下の業務とする。

- ア 手術室運用管理業務
- イ 手術材料管理業務
- ウ 手術材料キット化支援業務
- エ 手術材料キット納品業務
- オ その他関連する業務

(4) 履行場所

施設名称	住所
奈良県総合医療センター	奈良市七条西町2丁目897-5

(5) 委託期間

令和元年8月1日～令和2年3月31日

※業務開始は契約締結日とし、契約締結日から業務委託開始までは準備業務期間とします。

※準備期間に要する一切の費用は受託者の負担とする。

※委託期間満了の3か月前までに履行上問題がなく、また、双方いずれかから文書をもって本業務を終了する旨の通知がないときは、1年間契約を更新するものとし、最長令和5年3月31日までとします。

3 応募資格

本業務の受託者募集に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規程第4条第1項及び第2項の規定に該当しな

い者であること。

- (2) 法人等を設立して5年以上経過しており、財政状況、損益状況及び資金状況が良好であること。
- (3) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けている者であること。
- (5) 国内の300床以上を有する医療機関において、本業務と同様あるいは類似の業務を受注し実施した実績を有すること。
- (6) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体）でないこと。
- (7) 公告日から本業務の企画提案書類の提出の日までの間のいずれの日においても、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (8) 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
- (9) 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- (10) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (11) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- (12) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。
- (13) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (14) 国税及び地方税を滞納していない者であること。

4 応募体制

- (1) 応募者は、代表企業（単独企業に限る）として参加するものとする。
- (2) 本事業の実施において、第三者の協力を求める場合、当センターの事前了承を得ること。

5 手続等

- (1) 問い合わせ先及び提出先

〒630-8581

奈良県奈良市七条西町二丁目897-5

奈良県総合医療センター 財務課 用度係
電話番号 0742-46-6001 (内線2438)
メールアドレス sogo-yodo@nara-pho.jp

(2) 参加申請書の提出

- ア 提出期限 持参の場合、令和元年6月18日(火)午後5時まで
郵送の場合、令和元年6月18日(火)必着
- イ 提出先 上記(1)の提出先に同じ。
- ウ 提出方法 持参または郵送に限る。

持参の場合、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの間は除く。)。なお、持参にて提出する者は、提出日時を上記(1)提出先と事前に電話にて調整すること。

郵送の場合、提出期限の日必着とし、担当者に事前に電話連絡のうえ書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により提出すること。

エ 提出物

- ① 参加申請書(第1号様式)
- ② 実績一覧表(第2号様式)
- ③ 会社概要(第3号様式)
会社概要が記載されたパンフレット等を添付すること。
- ④ 法人の登記事項全部証明書(原本)※3ヶ月以内に交付されたもの
- ⑤ 直近3ヵ年の収支決算書
- ⑥ 納税証明書(国税・都道府県税分)(原本)※3ヶ月以内に交付されたもの

オ 提出部数 1部

カ 参加資格確認通知

当該参加申請書の提出者全員に、令和元年6月21日(金)を目途に参加資格確認通知を発送するものとする。

キ 辞退の場合の届出

参加申請書提出後、参加を辞退する場合は、辞退届(第7号様式)を持参又は郵送にて、上記(1)の提出先まで提出すること。

なお、その際の提出期限は、令和元年6月28日(金)までとし、提出方法は上記(2)ウに準じる。

(3) 質問及び回答

ア 受付期限 令和元年6月18日(火)午後3時必着

イ 受付方法 本プロポーザルの参加申込者で、質問がある場合は、「質問書」(第4号

様式)に必要事項を記入し、上記(1)の提出先に電子メールにて提出すること。他の方法での提出、電話・来訪など口頭による質問は受け付けない。

なお、件名に【奈良県総合医療センター手術支援システム及び手術材料キット導入支援業務への質問】と明記し、送付後、必ず電話にて到着確認を行うこと。

ウ 回答方法 受付期間内に受理した質問内容と併せて、上記(2)の参加申請書提出者全員(プロポーザル参加資格を有する者に限る)に、令和元年6月21日(金)午後5時を目途に、担当者メールアドレス宛に電子メールにて回答する。

なお、回答の際、質問者名は明示せず、再質問は受け付けないものとする。

また、質問の回答は、本公示等の追加又は修正とみなすものとする。

(4) 企画提案書等の提出

参加資格を有すると認められた者は、下記により必要な書類を提出すること。

ア 受付期間 持参の場合、令和元年6月24日(月)

～26日(水)午後5時まで

郵送の場合、令和元年6月24日(月)

～26日(水)必着

イ 提出先 上記(1)の提出先に同じ。

ウ 提出方法 持参または郵送に限る。

持参の場合、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの間は除く。)。なお、持参にて提出する者は、提出日時を上記(1)提出先と事前に電話にて調整すること。

郵送の場合、提出期限の日必着とし、担当者に事前に電話連絡のうえ書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により提出すること。

エ 提出物

① 企画提案書(第5号様式)

企画提案書類は、「奈良県総合医療センター手術支援システム及び手術材料キット導入提案業務に係る公募型プロポーザル仕様書」を踏まえ、次の項目を記述した上で提出すること。

(ア) 実施体制

業務実施にあたり、医師、看護師、事務の負担が増えないよう配慮がされているのか。業務従事者へ安全教育の実施等、感染予防や安全衛生確保の体制が講じられているのか。災害発生時にも委託業務及び材料供給が対応できる取組がされているのか。

(イ) 手術情報管理

手術情報管理を行うにあたり、どのようなレポートが提出できるのか。稼働率向上、収支向上にどのような提案ができるのか。看護師の熟練度は把握できるのか。またレポートは見やすく、PCデータでの管理も容易なものとなっているのか。

(ウ) 手術材料管理

手術材料キットの在庫管理は看護師が把握しやすいものか。病院に在庫を置かない仕組みとなっているのか。また、供給体制が優れているのか。材料の変更が臨機応変に素早く対応できるのか。

(エ) 看護師の勤務管理

看護師の業務時間を短縮する仕様であるのか。(ピッキング時間短縮や手術時間管理が優れているのか等)

(オ) 他社との違い、自社の優位性 (自由提案)

提案者が他社より優れていると思われる点など、自由に提案する事。

(カ) キット実物提案及び価格 (コスト削減)

本業務を受託した際の手術材料キットの導入計画はどうするのか。コスト削減目標はあるのか。

(※ (カ) の評価項目については提案書の評価の他に、実物提案の評価も行う。)

② 見積書 (第6号様式)

奈良県総合医療センター手術支援システム及び手術材料キット導入提案業務の月額金額を記載すること。

手術材料キットの見積書については自由様式で提出すること。

オ 提出部数 11部 (正本1部、副本10部)

提出にあたっては、【提出書類の作成要領】を参考にすること。

カ その他

1事業者につき1提案とし、原則再提出は認めない。

(5) 選定の手順及びスケジュール

令和元年6月 5日 (水)	公告
6月18日 (火)	参加申請書の提出期限
6月21日 (金)	参加資格確認通知発送 (予定)
6月18日 (火)	質問書の提出期限
6月21日 (金)	質問に対する回答日 (予定)
6月24日 (月)	企画提案書等の受付期間
~26日 (水)	

7月 3日（水） プレゼンテーションの実施（いずれか一日の予定）
～10日（水）
7月11日（木） 選定結果通知（予定）

6 選定方法等

（1）選定方法

選定に当たっては、当センターが設置する選定委員会において、提出書類及び参加者によるプレゼンテーションに基づき、別表「奈良県総合医療センター手術支援システム及び手術材料キット導入提案業務に係る公募型プロポーザル評価基準」により、提案の妥当性や見積価格など総合的に参加者の業務実施能力を審査し、最も優れた提案を行った者を最優秀提案者として選定する。

応募者によるプレゼンテーションは、令和元年7月3日（水）からは同年7月10日（水）を予定しているが、日時、場所等の詳細については別途連絡する。

ア プレゼンテーションを行う者は3名以内とし、協力企業のみ参加は認めない。

イ プレゼンテーションに係る想定時間は、提案書説明時間15分、手術材料キット説明時間10分、質疑応答10分の計35分程度とする。

※手術材料キットの作成は【手術材料キット（実物提案）仕様書】に従う事。

ウ プレゼンテーションは、参加申請書の受付順に行う。

エ 提出した企画提案書に基づきプレゼンテーションを実施することとし、当日の資料追加は認めない。

また、プロジェクターの使用は可とするが、映写データは企画提案書のみとし、シート・データの追加及び修正は不可とする。ただし、提案を補足する図表等については、追加を可とする。なお、プロジェクターを使用する場合には、企画提案書類提出時に、プレゼンテーション当日に使用する映写データを出力の上、企画提案書類と併せて提出することとする。

（2）選定結果の通知

選定結果は、令和元年7月11日（木）を目途に企画提案書提出者全員に対して文書で通知する。

（3）契約の締結

選定の結果、最優秀提案者と企画提案書を基に契約条件を調整するものとし、具体的な業務内容等について当センターと協議し、合意に達した場合に契約を行う。また、選定された最優秀提案者が契約の締結までに資格要件を満たさなくなった場合、及びその他の理由において最優秀提案者との契約が締結できない場合は、最優秀提案者の優先交渉権を取り消し、次点者を契約相手方とし、契約交渉を行う。

（4）契約の不締結

最優秀提案者の選定後、契約締結までの間に、最優秀提案者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとする。

ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表

者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

イ 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

ウ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

カ 本契約に係る下請契約に当たって、その相手方が上記アからオのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。

キ 本契約に係る下請契約に当たって、上記アからオのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(上記カに該当する場合を除く。)において、当センターが当センターとの契約の相手方に対して下請契約の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

(5) 契約の解除

契約締結後、契約者について、上記(4)のアからキまでのいずれかに該当する事由があると認められるとき又は本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、その旨を当センターに報告せず、若しくは警察に届け出なかったとき、契約を解除することがある。

また、契約を解除することとなった場合は、損害賠償義務が生じるため、これに応じなければならない。

なお、上記(4)中、「最優秀提案者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとする。

7 その他

(1) 応募者は、当センター及び第三者が所有する土地に無断で侵入し、調査等を行わないこと。

(2) 企画提案書類及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 提出された企画提案書類は返却しない。また、原則として、書類提出後の記載内容の変更は認めない。

(4) 企画提案書類提出後、当センターの判断で提出者に補足資料の提出を求めることがある。

(5) 提出された企画提案書類は、審査作業に必要な範囲において複製を行う場合がある。

(6) 選定結果として、企画提案書類を提出した者の名称や審査結果概要等の情報公開を行う場合、及び県民等から情報公開の請求に応じて企画提案書類の情報開示を行う場合がある。ただし、参加者の正当な利益が害されるおそれがあると当センターが認めた箇所(ノ

ウハウ、人事等に係る情報等)については非公開とする。

(7) 募集及び契約については、当センターの都合により中止することがある。

(8) 契約後において、書類提出後に虚偽の記載が行われていることが判明した場合は、契約を取り消すことがある。